

○休暇等の取扱いについて（5月25日一部改正）

5月25日通知より（赤字は追加・訂正等）

状況	休暇等対応
<p>発熱（37.5℃以上、または平熱より0.5℃以上高い状態が継続する）等風邪の症状がある</p> <p>（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）</p>	<p>回復するまで自宅療養</p> <p>（出勤困難休暇、私傷病休暇）</p> <p>症状が改善し出勤しようとする場合には症状が消失した日の翌日から2日間は出勤しないこと（在宅勤務、年休）</p>
<p>呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状がある</p> <p>重症化しやすい、妊娠中の者で、発熱や咳などの軽い風邪症状がある</p> <p>4日以上比較的軽い風邪症状が続く</p>	<p>職場に連絡の上、帰国者・接触者相談センターに相談</p> <p>回復するまで自宅療養</p> <p>（出勤困難休暇、私傷病休暇）</p>
<p>PCR検査の指示があり感染者となる可能性がある</p>	<p>保健所の指示に従い自宅療養</p> <p>（出勤困難休暇）</p>
<p>濃厚接触者となる可能性がある</p> <p>（PCR検査の指示があった者と濃厚な接触歴がある）</p> <p>（感染者と濃厚な接触歴がある）</p>	<p>所属の指示に従うこと</p> <p>（在宅勤務等）</p>
<p>親族が37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合や濃厚接触者である場合</p> <p>（基礎疾患等がある場合は2日程度）</p>	<p>所属の指示に従うこと</p> <p>（在宅勤務等）</p>
<p>親族に発熱等の風邪症状が見られる場合で、看病等を行う必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>出勤困難休暇</p>
<p>臨時休業（保育園等の臨時休園含む）により、子の監護を行う必要がある場合</p>	<p>出勤困難休暇</p>
<p>新型コロナウイルス感染症と診断された場合</p>	<p>職専免</p>
<p>保健所から濃厚接触者として特定された</p>	<p>出勤困難休暇</p>